

やまがた公共交通オープンデータプラットフォームにおける ガイドラインの整備方針について

1 文言の定義

<オープンデータ>

「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり
「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」

※山形県オープンデータカタログで紹介されているオープンデータの定義と同一

<個人情報>

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第2条に規定される個人情報

<企業情報>

民間企業（団体、個人事業主を含む）が自ら公開している、またはやまがた公共交通オープンデータプラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）で提供することに同意を得ている情報以外の情報

2 データ公開の取扱い

- プラットフォームでのデータ公開について、『公開者』、『公開レベル』で分類を設定。
- プラットフォームで公開・開示するデータを上記の分類で仕分け。

詳細は別紙参照

3 二次利用の制限に係る運用ルール

- 二次利用を制限することにより開示することに同意されたデータについては、守秘義務の順守や違反した場合のペナルティなど厳格な運用ルールを設け、適切に運用し、開示していく。
- 公開対象レベルは概ね以下のとおりとなる。本研究会で整備することとしたデータについて、二次利用を制限する必要がある場合は、原則下記1～2までを公開対象とし、3以降については目的に応じて公開することとする。
- 上記について、二次利用を制限する必要があるデータ毎に対象レベルを設定する。

<公開対象レベル>

- 1 行政機関
- 2 研究機関・コンサルタント
- 3 交通事業者・バス事業者（新規路線、路線再編検討利用時のみ）
- 4 タクシー事業者（増車、営業区域検討利用時のみ）
- 5 一般（原則公開しない）